エ　棟名④：屋内貯蔵所
　建物用途　倉庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　20㎡　工事種別　新設
オ　工事種目：空気調和設備一式、給排水衛生設備一式
カ　その他：既存棟改修、屋外設備
キ　工事範囲　上記の全て（詳細は入札説明書による。）
⑹　工期　令和12年９月30日まで（指定部分：渡り廊下Ｄ、屋内貯蔵所　令和10年６月２日まで）
⑺　使用する主要な資機材　空気調和機２台、パッケージ形空気調和機６台、温水発生機（約1,740㎾）２台、貯湯タンク２基
⑻　本工事は、入札時に工事の品質を高めることを目的とした技術提案を求め、価格と価格以外（賃上げを実施する企業に対する総合評価における加点を含む。）の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容の実現可能性について審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である（詳細は入札説明書による。）。
⑼　本工事は、企業の技術力（技術提案を除く。）及び配置予定技術者の能力について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案を求める段階的選抜方式の適用工事である。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
⑿　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項第１号又は第２号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。
⒀　本工事は、猛暑による作業不能日数を見込んだ工事である。
⒁　本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（https://www.p-portal.go.jp/））により行う。
　なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。
　おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。

２　競争参加資格
単体有資格者は下記Ａの条件を、共同企業体は下記Ｂの条件を満たしていること。
Ａ　単体有資格者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（管工事）において、法務省の令和７・８年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の令和７・８年度における管工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上Ⓐであること。
⑷　平成23年度以降に、管工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
ア　同種工事　「同種工事」とは、次の㋐から㋕の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の適用を受ける特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）の工事をいう。
　「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に定めるもののほか、国立大学法人法に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人とする。
　なお、過去において公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の適用を受けていた特殊法人等が発注者となった工事を実績として提出する場合は、特殊法人等に該当していたことを確認できる当時の法令等の根拠資料を提出すること。
㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
　「庁舎」とは、国又は地方公共団体の施設で一般行政事務に供される施設をいい、特殊法人等の施設で一般事務に供される施設及び法務省収容施設は「庁舎」と同様に取り扱うものとする。
㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
　Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。
　ＲＣ造及びＳＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。
㋒　建物規模　延べ面積3,500㎡以上
㋓　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）
㋔　工事種目　管工事（①又は②を含むもの。）
　①空気調和設備、②給排水衛生設備
㋕　施工期間　基礎工事の着手から完成まで施工していること。
イ　類似工事　「類似工事」とは、次の㋐から㋕の基準を全て満たす国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の工事をいう。
㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設、工場又は作業場
　「庁舎若しくは事務所の類似施設」とは、国、地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）、特殊法人等又はこれらの者を除く者の施設であり、以下に定めるａからｃまでの用途に供する施設をいう。
ａ　劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
ｂ　病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、女性自立支援施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
ｃ　学校、研究施設、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
㋑　構造　上記ア㋑に同じ
㋒　建物規模　上記ア㋒に同じ
㋓　建築種別　上記ア㋓に同じ
㋔　工事種目　上記ア㋔に同じ
㋕　施工期間　上記ア㋕に同じ
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。
ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。